

避難行動判定フロー

今のうちに、**自宅が安全かどうか**を確認しましょう!

河内長野市災害ハザードマップ 検索



<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/1/2499.html>

避難行動判定フロー

スタート!

あなたがとるべき避難行動は?

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは、浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか?

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、**立退き避難**(自宅の外に避難)が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**屋内安全確保**(自宅に留まり安全確保すること)も可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか?

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか?

はい

いいえ

警戒レベル3高齢者等避難が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3高齢者等避難が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所(P.11)**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか?

はい

いいえ

警戒レベル4避難指示が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4避難指示が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所(P.11)**に避難しましょう

デジタル避難訓練で災害対策を

市公式LINEのデジタル避難訓練では、表示される質問に回答することで必要な避難情報や避難までの行動を確認できます。

「メインメニュー」→「防災」→「デジタル避難訓練」からいつでも訓練することができます。



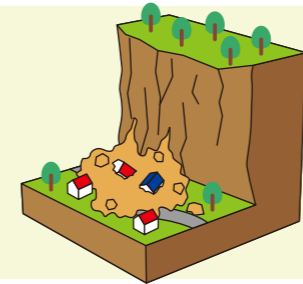
土砂災害について

土砂災害の種類

土砂災害から身を守るためには、日頃から自分の住んでいる地域のどんな場所で、どの災害が起こりうるかを把握し、災害に備えておくことが大切です。長雨や大雨、地震発生時などに次のような前兆現象を確認したら、土砂災害が起こる危険がありますので、早めに避難しましょう。

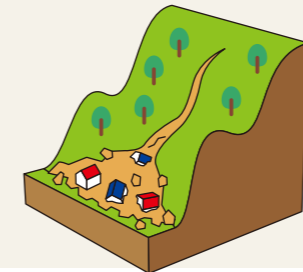
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)

急な斜面が大雨などによって緩み、突然崩れ落ちる現象です。



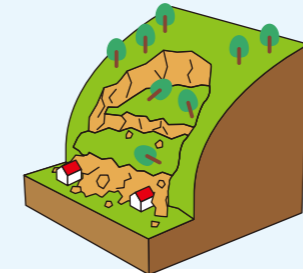
土石流

土砂や石などを含んだ濁流が谷や渓流から、激しい勢いで押し流される現象です。



地すべり

比較的広い範囲にわたり、雨水を含んだ土地がゆっくりと動き出す現象です。



がけ崩れの前兆現象

ひび割れが入る

小石が落ちる

樹が揺れる

湧き水の量が増える

土石流の前兆現象

流木が混じる

山鳴りがする

樹がザワザワ騒ぐ

地すべりの前兆現象

池が濁る

道路にひび割れ

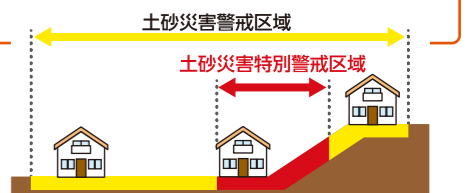
ひび割れ、段差ができる

水が吹き出す

区域の指定

土砂災害防止法とは、土砂災害の危険がある区域の危険の周知などをはかり、土砂災害から住民を守るための法律です。

「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」は土砂災害防止法に基づいて指定されます。



土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。

警戒避難体制の整備

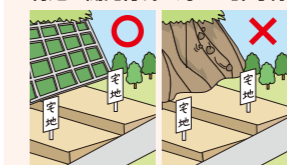
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。



土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や災害時要支援者関連施設の建築のための開発行為は、基準に添ったものに限って許可されます。

【都道府県】

建築物の構造規制



居室を有する建築物は、作ると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【建築主事を置く地方公共団体等】

建築物の移転勧告



土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県】

※土砂災害防止法に基づき指定する区域の詳細については、大阪府にお問い合わせください。